

羽曳野市 再生資源物の
屋外保管に関する条例
～事業者様向け手引き～

羽曳野市市民生活部環境保全課

第1部 本条例の概要

(1) 本条例に規定する用語の定義	1
(2) 「再生資源物」とは？（フローチャート）	2
(3) 「屋外保管」「屋内保管」とは？	3
(4) 届出の対象者は？	3
(5) 事業所の遵守事項や各種基準	3
(6) 騒音及び振動に関する基準	4
(7) 積み上げ高さに関する基準	4
(8) その他の遵守事項	5
(9) 届出書類	5
(10) 届出事項に変更があった場合の届出書類	5
(11) 屋外保管事業場を廃止した場合の届出書類	5

第2部 条例（規則）の規定及び解説

(1) 条例第1条（目的）	6
(2) 条例第2条（定義）	6
(3) 条例第3条（屋外保管事業者の責務）	7
(4) 条例第4条（土地所有者の責務）	8
(5) 条例第5条（屋外保管の届出）	8
(6) 条例第6条（屋外保管及び屋外保管事業場の構造等に関する基準）	8
(7) 条例第7条（事故時の措置）	7
(8) 条例第8条（資料提出等の要求）	7
(9) 条例第9条（指導及び助言）	8
(10) 条例第10条（委任）	8
(11) 附則	8

第3部 各種様式及び記入例

(1) 再生資源物の屋外保管に係る届出書（第5条関係）	20
(2) 再生資源物の屋外保管に係る変更届出書（第5条関係）	22
(3) 再生資源物の屋外保管に係る廃止届出書（第5条関係）	24
(4) 屋外保管事業場における再生資源物の配置図（記入例のみ）	26

第1部 本条例の概要

(1) 本条例に規定する用語の定義

・再生資源物

本来の用途以外の用途に供するための木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器又はプラスチックを原材料とする物及びこれらの物の混合物(それらの物であって、分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。)をいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物(法令の規定により当該廃棄物とみなされるものを含む。)及び廃掃法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器に該当するものを除く。

・屋外

建物(土地に定着する工作物のうち、屋根、柱、壁及び床を有するものをいう。)の外をいう。

・屋外保管

屋外において、規則で定める機械を使用して再生資源物を積み上げ、保管すること(再生資源物を保管するために行う分解、破碎、圧縮、選別、積替えその他の作業を含む。)を業として行うことをいう。

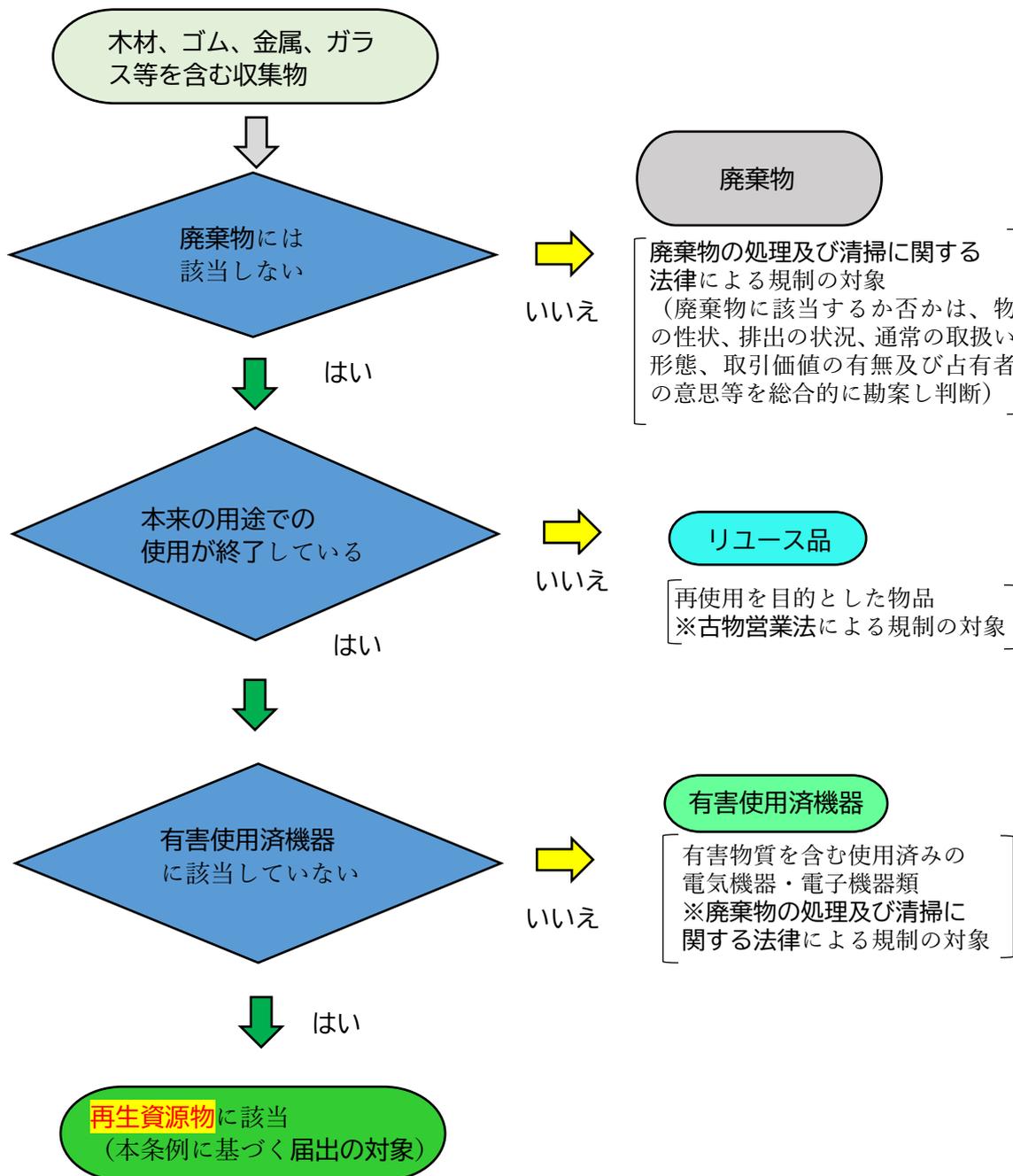
・屋外保管事業場

本市の区域内において屋外保管をする場所をいう。

・屋外保管事業者

屋外保管事業場において屋外保管をする者をいう。

(2) 「再生資源物」とは？（フローチャート）



このフローチャートにあるとおり、本条例に規定する「再生資源物」とは、廃棄物に該当しないもののうち、本来の用途での使用を終了し、収集された木材、ゴム、金属、ガラスのほかコンクリート、陶磁器、プラスチック等を原材料とするものを指し、また、分解、破碎、圧縮等の処理がされたものも含まれます。

なお、廃棄物や有害使用済機器など個別の法令等に規定があるものは、本条例での規制の対象ではありませんが、それぞれの法令等に基づく規制の対象になりますのでご承知おきください。

(3) 「屋外保管」「屋内保管」とは？

再生資源物を「屋内」で保管している場合は、本条例の規制対象から除外されることとなりますが、屋内での保管とは、屋根及び三方に壁を有する工作物であり、本条例の目的が達成できる構造（崩落、飛散を防止できる構造）のものとなりますので、例えばキャノピー構造の構造物や、屋外保管施設にブルーシートやテントのような軽微なもので屋根を作ったものは「屋内」とはなりませんので、ご注意ください。

(4) 届出の対象者は？

屋外保管事業場の敷地面積の大きさにかかわらず、収集された使用済みの金属（鉄、非鉄など）やガラスなどの「再生資源物」を屋外での保管を業として実施している事業者です。

したがって、処分品を一時的に屋外で保管している店舗や工場等は届出の対象ではありません。

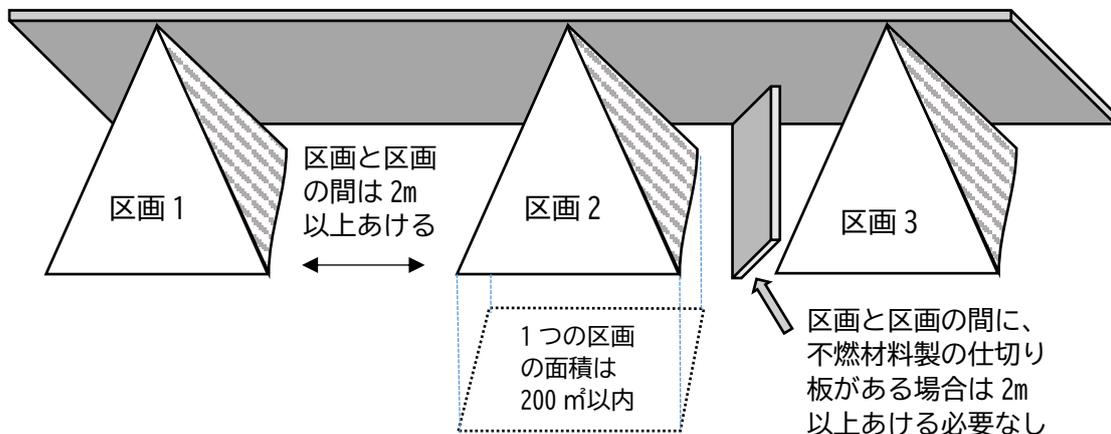
(5) 事業所の遵守事項や各種基準

屋外保管をする事業者は、以下の内容を遵守してください。

屋外保管事業場において火災の発生や外部への延焼を防止するため、以下の措置を講じてください。

- 再生資源物に揮発油類、灯油類、軽油類及びこれらに類する油類並びに電池が含まれている場合は、技術的及び経済的に可能な限り、それらを当該再生資源物から分離し、適正に処分すること。
- 屋外保管事業場内における再生資源物を保管している区画の延べ面積が 200 平方メートルを超えるときは、各区画の面積が 200 平方メートル以下となるように区画すること。
- 区画と区画の間に 2メートル以上の間隔を保つこと。ただし、当該区画と区画の間に不燃材料(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の不燃材料をいう。)の仕切り板が設置されている場合は、この限りでない。

【イメージ】積み上げ区画ごとの面積と、区画間の間隔について
(区画と区画の間について、コンクリートや鉄鋼等の不燃材料製の仕切り板で区切られている場合は、2m 以上の間隔をあける必要はありません。)



(6) 騒音及び振動に関する基準

・屋外保管事業場において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動が規則で定める基準を超えないようにしてください。具体的な基準は以下のとおりです。この基準値は「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」に規定するものと同じです。

(6) — 1 騒音に関する基準表 (値は上限値)

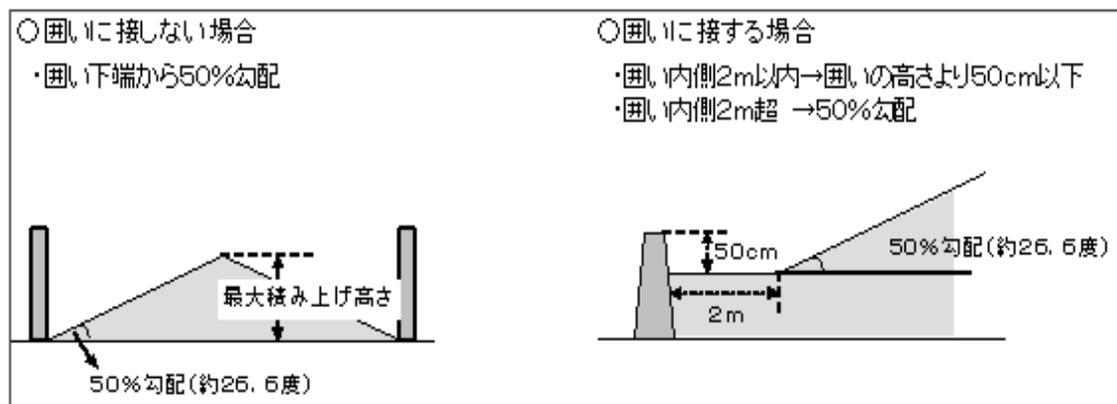
縦：区域区分 横：時間帯	朝 (6時～ 8時)	昼間 (8時～ 16時)	夕 (16時～ 21時)	夜間 (21時～ 翌6時)
第1種区域 (第1種・第2種低層住居専用地域)	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域 (第1種・第2種中高層住居専用地域、 第1種・第2種住居地域、準住居地 域)	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域 (近隣商業地域、準工業地域)	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

(6) — 2 振動に関する基準表 (値は上限値)

縦：区域区分 横：時間帯	昼間 (6時～21時)	夜間 (21時～翌6時)
第1種区域 (第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・ 第2種中高層住居専用地域、第1種・ 第2種住居地域、準住居地域)	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域 (近隣商業地域、準工業地域)	65 デシベル	60 デシベル

(7) 積み上げ高さに関する基準

積み上げ高さに関する基準は、下図のとおりです。基準値は、再生資源物を囲いに接して積み上げているか否かによって異なります。この基準は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に規定する基準と同じです。



(8) その他の遵守事項

- ・屋外保管の場所の周囲に囲いを設けること。再生資源物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合は、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であるようにすること。
- ・公衆の見やすい箇所に、屋外保管事業場である旨を記載した標識を掲げること。

【イメージ】標識の例

再生資源物の屋外保管場所	
屋外保管事業者の 氏名又は名称	〇〇実業株式会社 代表取締役 羽曳野 太郎
屋外保管する 再生資源物の種類	・ 金属くず ・ 廃プラスチック類

(9) 届出書類

これから新たに屋外保管事業場を設置される方、すでに屋外保管事業場を設置し、事業を実施している方 共通となります。

- ①再生資源物の屋外保管に係る届出書（第5条関係）
- ②屋外保管事業場における再生資源物の配置図
- ③設置者にかかる住民票の写し（設置者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書、定款、役員の住民票の写し）
- ④屋外保管事業場の敷地の使用権原を証する書類（登記事項証明書等）
当該敷地が借地の場合は、賃貸借契約書の写しも併せて提出してください。

(10) 届出事項に変更があった場合の届出書類

- ・再生資源物の屋外保管に係る変更届出書（第5条関係）に、変更があった内容を記入し、当該変更があった日から14日以内に提出してください。

(11) 屋外保管事業場を廃止した場合の届出書類

- ・再生資源物の屋外保管に係る廃止届出書（第5条関係）に必要事項を記入し、廃止の日から14日以内に提出してください。

第2部 条例（規則）の規定及び解説

(1) 第1条（目的）

条例

第1条 この条例は、屋外における再生資源物の保管所が増加していることに鑑み、屋外における再生資源物の適正な保管を図るため、当該保管所における火災、延焼、再生資源物の崩落及び飛散その他の事故の発生を防止するとともに、再生資源物の屋外保管に伴う騒音及び振動の発生を防止し、又は軽減するために必要な措置について定め、もって市民生活の安全の確保及び良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(2) 第2条（定義）

条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 再生資源物 本来の用途以外の用途に供するための木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器又はプラスチックを原材料とする物及びこれらの物の混合物(それらの物であって、分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。)をいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物(法令の規定により当該廃棄物とみなされるものを含む。)及び廃掃法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器に該当するものを除く。

(2) 屋外 建物(土地に定着する工作物のうち、屋根、柱、壁及び床を有するものをいう。)の外をいう。

(3) 屋外保管 屋外において、規則で定める機械を使用して再生資源物を積み上げ、保管すること(再生資源物を保管するために行う分解、破碎、圧縮、選別、積替えその他の作業を含む。)を業として行うことをいう。

(4) 屋外保管事業場 本市の区域内において屋外保管をする場所をいう。

(5) 屋外保管事業者 屋外保管事業場において屋外保管をする者をいう。

規則

第2条 条例第2条第3号の規則で定める機械は、次に掲げるものとする。

(1) バックホウその他これに類する機械

(2) フォークリフト

(3) クレーンその他これに類する機械

【解説】

≪条例≫

第2条第1号の「再生資源物」とは、使用を終了(新品は除く。)し、屋外で保管する、

木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックを原材料とする物です。

なお、分解、破碎、圧縮等の処理がされた場合も含まれます。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(通称「廃棄物処理法」)に規定される「廃棄物(使用済自動車含む。）」、及び「有害使用済機器(破碎等がされていない、使用済みの電気機器類)」は、同法の中でそれぞれ保管にあたって届出が必要なほか、規制基準(保管基準等)が規定されていますので、この条例においては対象外とします。「再生資源物」か否かのおおよその判断基準は、①他者に有償で譲渡(売却)が可能なものであるか②リサイクルが可能な素材からできているか③捨てる際に費用が発生しないものであるか、等です。これらいずれにも当てはまらない場合は「再生資源物」に該当しないと考えられます。

⇒ 判断が困難な場合は、環境保全課までお問い合わせください。

第2号の「屋外」とは、「建物」の外であることをいい、「建物」とは、土地に定着する工作物のうち、屋根、柱、壁及び床を有するものをいいます。

第3号の「屋外保管」とは、屋外において、規則第2条に規定する機械を用いて第1条に規定する再生資源物を保管することをいいます。

「屋外保管」とならない場合は、屋根及び三方に壁を有する工作物であり、条例の目的を達成できる構造(保管基準を満たす構造)で再生資源物を保管する場合です。したがって、キャノピー構造の構造物や、屋根や壁の材質がテント生地の建物で保管する場合は、「屋外保管とならない場合」とは認められません。

《規則》

規則第2条では、再生資源物を積み上げる機械について規定しており、バックホウ(ショベルカー)、フォークリフト、クレーン(天井クレーンや橋型クレーンなどの、固定して使用するクレーンも含む)などが該当します。

第4号の「屋外保管事業場」とは、本市の区域内で屋外保管を行う場所をいいます。

第5号の「屋外保管事業者」とは、屋外保管事業場において屋外保管を行う事業者(個人・法人を問わない)をいいます。

(3) 第3条(屋外保管事業者の責務)

条例

第3条 屋外保管事業者は、屋外保管により市民生活の安全及び市民の良好な生活環境を害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

屋外保管を行う事業者は、屋外保管にあたり、市民生活の安全を守り、また市民の良好な生活環境を害さないよう、必要な措置を講じていただくようお願いいたします。

具体的な措置の例としては

- 保管に伴って廃棄物が発生する場合は、廃棄物処理法等に基づき適切に処理を行う
- 再生資源物の搬入・搬出を行う場合は、周辺の交通等へ十分に配慮する
- 道路や歩道等の保管場外に再生資源物や積み上げ機械を置かない
- 強風時には適宜散水を行うなど、周辺への粉塵等の飛散が発生しないようにする

などです。(保管の状況により必要な措置は異なります)

(4) 第4条 (土地所有者の責務)

条例

第4条 本市の区域内にある土地の所有者は、屋外における再生資源物の適正な保管の推進に関し本市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本市内の土地を所有する方は、所有する土地について、本市から再生資源物の保管に関する施策へのご協力をお願いすることがあった場合は可能な範囲で応じていただくようお願いするものです。

(5) 第5条 (屋外保管の届出)

条例

第5条 屋外保管をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

(1) 屋外保管事業者の氏名及び住所(屋外保管事業者が法人その他の団体であるときは、その名称、所在地及び代表者の氏名)

(2) 屋外保管事業場の所在地及び敷地面積

(3) 屋外保管する再生資源物の種類

2 前項の規定による届出を行った者(当該者の一般承継人を含む。)は、当該届出に係る事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更に係る事項を市長に届け出なければならない。

3 屋外保管事業者は、屋外保管を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(6) 第6条(屋外保管及び屋外保管事業場の構造等に関する基準)

条例

第6条 屋外保管事業者は、屋外保管をするときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 屋外保管事業場における火災の発生又は屋外保管事業場の外部への延焼を防止するための規則で定める措置を講じること。

(2) 屋外保管事業場において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動が規則で定める基準を超えないようにすること。

(3) 容器を用いずに屋外保管をする場合は、積み上げられた再生資源物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。

2 屋外保管事業場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 周囲に囲い(保管する再生資源物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設

けられていること。

(2) 規則で定めるところにより、公衆の見やすい箇所に屋外保管事業場である旨その他規則で定める事項を記載した標識が掲げられていること。

規則

第3条 条例第5条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 屋外保管をしようとする者(以下この項において「設置者」という。)の連絡先
- (2) 屋外保管事業場の責任者の氏名、住所及び連絡先
- (3) 緊急時における連絡先であって、前号に規定する連絡先以外のもの
- (4) 再生資源物の積み上げに使用する機械の種類
- (5) 計画上の屋外保管事業場における再生資源物の配置図
- (6) 条例第6条第2項第1号の囲いの計画上の高さ及び材質
- (7) 第6条第3号の仕切り板を設置する場合にあっては、その材質
- (8) 条例第6条第2項第2号の標識の掲示位置

2 条例第5条第1項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 設置者の住民票の写し(設置者が法人であるときは、登記事項証明書及び定款等並びに役員の住民票の写し)

(2) 設置者が屋外保管事業場の敷地を占有する権原を有することを証する書類

第4条 条例第5条第2項の規定による届出は、当該変更のあった日から14日以内に変更届出書に変更後の前条第2項各号に掲げる書類を添付し、提出するものとする。

第5条 条例第5条第3項の規定による届出は、当該廃止の日から14日以内に廃止届出書により行うものとする。

【解説】

屋外保管事業場を新しく設置しようとする事業者(個人・法人を問わない)は、以下の書類を提出する必要があります。なお、この条例の施行時点ですでに屋外保管事業場を設置済の事業者についても、条例の施行後6か月以内に、同一の書類を提出する必要があります。提出書類は以下の①～③となります。

① 届出書(届出事項は以下のとおりです。)

- (1) 屋外保管をしようとする者の連絡先
- (2) 屋外保管事業場の責任者の氏名、住所及び連絡先
- (3) 緊急時における連絡先(上記(2)で記入した以外の連絡先)
- (4) 再生資源物の積み上げに使用する機械の種類
- (5) 屋外保管事業場における再生資源物の配置図

- (6)屋外保管事業場の囲いの計画上の高さ及び材質
- (7)区画と区画の間に仕切り板を設置する場合の材質
- (8)屋外保管事業場である旨を示す標識の掲示位置

②設置者に係る書類（個人：住民票の写し、法人：登記事項証明書、定款、役員の住民票の写し）

② 設置者が、屋外保管事業場の敷地占有の権原を有することを証する書類（例：当該土地にかかる全部事項証明書等）

なお、届出内容に変更があった場合は、変更が発生した日から 14 日以内に、「変更届出書」及び設置に関する届出時の提出書類②③のうち変更となった項目に関するものについて、提出をお願いいたします。また、屋外保管事業場を廃止される場合は、廃止の日から 14 日以内に「廃止届」を提出いただくようお願いいたします。

規則

第 6 条 条例第 6 条第 1 項第 1 号の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 再生資源物に揮発油類、灯油類、軽油類及びこれらに類する油類並びに電池(以下「電池等」という。)が含まれている場合は、技術的及び経済的に可能な限り、当該再生資源物から電池等を分離し、分離された電池等を適正に処分すること。

(2) 屋外保管事業場内における再生資源物の保管に供する部分の延べ面積が 200 平方メートルを超えるときは、当該部分を各区画の面積が 200 平方メートル以下となるように区画すること。

(3) 前号の区画と区画の間に 2 メートル以上の間隔を保つこと。ただし、当該区画と区画の間に不燃材料(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の不燃材料をいう。)の仕切り板が設置されている場合は、この限りでない。

第 7 条 条例第 6 条第 1 項第 2 号の規則で定める基準は、次に各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 騒音に関する基準 次の表の第 1 欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の第 2 欄から第 5 欄までに掲げる基準を超えないこととする。

	朝	昼間	夕	夜間
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

備考

- 1 「朝」とは、午前 6 時から午前 8 時までをいう。
- 2 「昼間」とは、午前 8 時から午後 6 時までをいう。
- 3 「夕」とは、午後 6 時から午後 9 時までをいう。
- 4 「夜間」とは、午後 9 時から翌日の午前 6 時までをいう。
- 5 「デシベル」とは、計量法(平成 4 年法律第 51 号)別表第 2 に定める音圧レベ

ルの計量単位をいう。

6 「第1種区域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。)第8条の規定により定められた同条第1号の第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域をいう。

7 「第2種区域」とは、都計法第8条の規定により定められた同条第1号の第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域をいう。

8 「第3種区域」とは、都計法第8条の規定により定められた同条第1号の近隣商業地域及び準工業地域をいう。

9 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。

10 測定場所は、屋外保管事業場の敷地である土地とそれ以外の土地との境界線上とする。ただし、当該敷地境界線上において測定することが適当でない認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。

11 騒音の測定方法は、当分の間、「環境騒音の表示・測定方法」(日本産業規格Z8731)に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

(1) 騒音計の指示値が変動せず、又はその変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

(2) 振動に関する基準 次の表の第1欄に掲げる区域の区分に応じ、第2欄及び第3欄に掲げる基準を超えないこととする。

	昼間	夜間
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

1 「昼間」とは、午前6時から午後9時までをいう。

2 「夜間」とは、午後9時から翌日の午前6時までをいう。

3 「デシベル」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位を

いう。

4 「第1種区域」とは、都計法第8条第1号の規定により定められた同号の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域をいう。

5 「第2種区域」とは、都計法第8条第1号の規定により定められた同号の近隣商業地域及び準工業地域をいう。

6 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

7 測定場所は、原則として屋外保管事業場の敷地である土地とそれ以外の土地との境界線上とする。

8 振動の測定方法は、当分の間、「振動レベル測定方法」(日本産業規格 Z8735)に定める振動レベル測定方法によるものとし、振動の大きさの決定は、次のとおりとする。

(1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔で100個又はこれに準ずる間隔及び個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

(積み上げの高さ)

第8条 条例第6条第1項第3号の規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める高さとする。

(1) 条例第6条第2項第1号の囲いに再生資源物の荷重が直接かかる構造である部分(以下この条において「直接負荷部分」という。)がない場合 屋外保管事業場内の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が2以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(2) 条例第6条第2項第1号の囲いに直接負荷部分がある場合 次のア及びイに掲げる部分に依り、当該ア及びイに定める高さ

ア 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50センチメートルの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが50センチメートルに満たない場合にあっては、その下端)(以下この条において「基準線」という。)から屋外保管事業場内の再生資源物が置かれる場所の側に水平距離2メートル以内の部分

当該 2 メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(ア)に規定する高さ(条例第 6 条第 2 項第 1 号の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(ア)又は(イ)に規定する高さのうちいずれか低いもの)

(ア) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

(イ) 前号に規定する高さ

イ 基準線から当該保管の場所の側に水平距離 2 メートルを超える部分 当該 2 メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(ア)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(ア)又は(イ)に規定する高さのうちいずれか低いもの)

(ア) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離 2 メートルの線を通り水平面に対し上方に 50 パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が 2 以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(イ) 前号に規定する高さ

(標識の掲示)

第 9 条 条例第 6 条第 2 項第 2 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 屋外保管事業者の氏名又は名称
- (2) 屋外保管する再生資源物の種類

2 屋外保管事業者は、前項の事項に変更が生じたときは、遅滞なく、標識の記載事項を書き換えなければならない。

【解説】

条例

第 6 条第 1 項 屋外保管事業者（個人・法人を問わない）は、以下の基準を遵守してください。

- (1) 屋外保管事業場における火災の発生や外部への延焼を防止する措置を講じてください。
- (2) 屋外保管事業場において騒音や振動が発生する場合は、その騒音や振動が規則で定める基準を超えないようにしてください。
- (3) 容器を用いずに屋外保管をする場合は、積み上げられた再生資源物の高さが規則で定める高さを超えないようにしてください。

第 2 項 屋外保管事業場は、次に掲げる基準に適合するものとしてください。

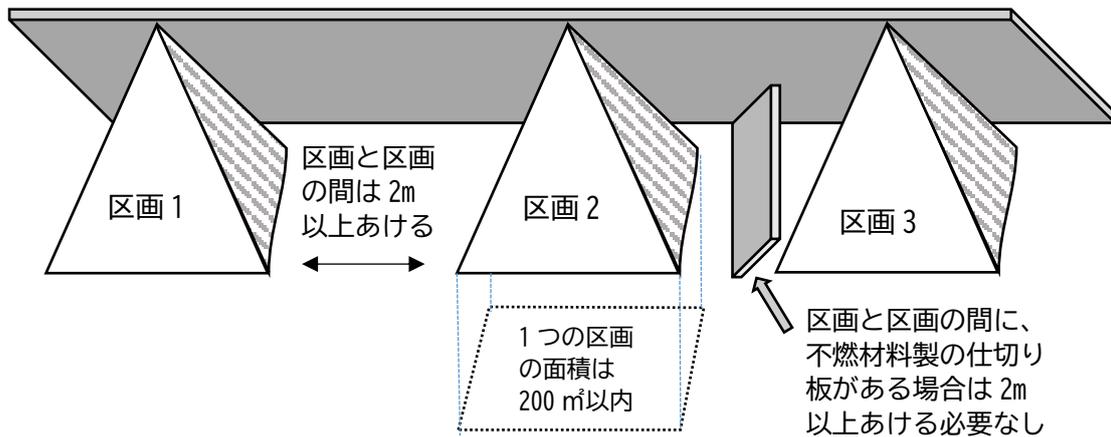
- (1) 周囲に囲いを設けてください。
- (2) 規則で定めるところにより、公衆の見やすい箇所に屋外保管事業場である旨その他規則で定める事項を記載した標識を掲示してください。

規則

第6条

- (1) 再生資源物に揮発油類、灯油類、軽油類及びこれらに類する油類並びに電池が含まれている場合は、技術的及び経済的に可能な限り、当該再生資源物からそれらを分離し、適正に処分してください。
- (2) 屋外保管事業場内における再生資源物の保管に供する区画の合計面積が 200 平方メートルを超えるときは、各区画ごとの面積が 200 平方メートル以下となるようにしてください。
- (3) 区画と区画の間は、2メートル以上の間隔を保つようにしてください。ただし、不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料。具体的な材質例：コンクリート、鉄鋼等)の仕切り板で区画している場合は、この限りではありません。

【イメージ】積み上げ区画ごとの面積と、区画間の間隔について（再掲）
(区画と区画の間について、コンクリートや鉄鋼等の不燃材料製の仕切り板で区切られている場合は、2m 以上の間隔をあける必要はありません。)



第7条 騒音及び振動に関する区域、時間帯ごとの基準値は以下の表に記載のとおりで、この数値を超えないようにしてください。この数値基準は「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」における基準と同一となります。

なお、騒音の測定には計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて測定し、周波数補正回路は「A特性」を、動特性は「速い動特性(FAST)」を用いて行います。

(1) 騒音に関する基準表（再掲）

縦：区域区分 横：時間帯	朝 (6～8時)	昼間 (8～16時)	夕 (16～21時)	夜間 (21～翌6時)
第1種区域 (第1種・第2種 低層住居専用地域)	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域 (第1種・第2種 中高層住居専用)	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル

地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域)				
第3種区域 (近隣商業地域、準工業地域)	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

(2) 振動に関する基準表 (再掲)

区域区分	昼間 (6～21時)	夜間 (21～翌6時)
第1種区域 (第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域)	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域 (近隣商業地域、準工業地域)	65 デシベル	60 デシベル

第8条 屋外保管事業場における再生資源物の積み上げの高さ基準は、以下のとおりとなります。この高さ基準は「廃棄物処理法施行規則」における産業廃棄物保管基準に規定する高さ基準と同一となります。高さ基準は、再生資源物の積み上げを囲いに接して行うか否かによって異なります。

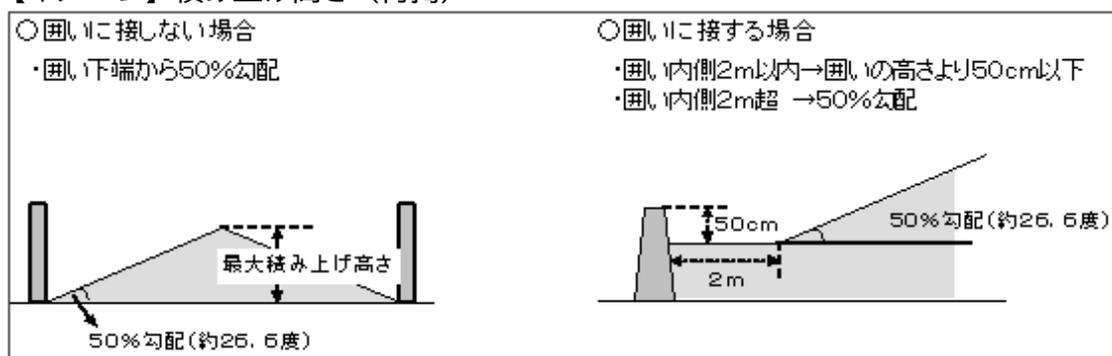
(1) 囲いに接しない場合

囲いの下端からの勾配が50%以下になる高さ

(2) 囲いに接する場合

囲いの内側より2m以内は囲いの高さより50cm以下まで、2mを超える部分は囲いの下端からの勾配が50%以下になる高さ

【イメージ】積み上げ高さ (再掲)



第9条 外部から見やすい箇所に、再生資源物の屋外保管場所であることを示すため、以下の内容を記載した標識を設置してください。標識の材質や大きさに規定はありませんが、外部からの見やすさを考慮し、大きさは可能な限り縦60cm×横60cm以上としてください。

○ 屋外保管事業者の氏名または名称

○屋外保管する再生資源物の種類

【イメージ】標識の例（再掲）

再生資源物の屋外保管場所	
屋外保管事業者の 氏名又は名称	〇〇実業株式会社 代表取締役 羽曳野 太郎
屋外保管する 再生資源物の種類	・ 金属くず ・ 廃プラスチック類

(7) 第7条（事故時の措置）

条例

第7条 屋外保管事業者は、屋外保管に起因する事故により市民生活の安全及び良好な生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、当該支障の除去又は防止のために必要な措置を講じるとともに速やかに当該事故の状況、講じた措置の内容等を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合において、同項の支障の除去又は防止のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、屋外保管事業者に対し、期限を定めて、当該支障の除去又は防止のために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

【解説】

第1項 屋外保管事業者は、屋外保管が原因となる事故により市民生活の安全や生活環境の保全に支障が生じたとき、又は生じる可能性があるときは、支障の除去や防止のための措置を講じていただくとともに、事故の状況や講じた措置の内容を速やかに市長に報告してください。

第2項 屋外保管事業者から第1項に規定する事故の報告があった場合、市は当該事業者に対し、必要な限りにおいて、支障の除去又は防止のために、期限を定めて必要な措置を講じるよう求めることができます。

(8) 第8条（資料提出等の要求）

条例

第8条 市長は、屋外保管事業者及び屋外保管事業者であると思料される者に、その事業所、事務所その他の施設への立入検査に対する協力を求め、又は資料の提供、説明その他この条例の施行に関し必要な協力を求めることができる。

【解説】

市は、屋外保管事業者や屋外保管事業者と思われる者に対し、施設への立ち入りや、資

料の提供、説明などについて協力を求めることができます。

(9) 第9条（指導及び助言）

条例

第9条 市長は、屋外保管事業者又は屋外保管を行おうとする者に対し、市民生活の安全及び良好な生活環境の保全に必要な指導及び助言を行うことができる。

【解説】

市は、屋外保管事業者やそれを行おうとする者に対し、市民生活の安全及び良好な生活環境の保全に必要な指導や助言を行うことができます。

(10) 第10条（委任）

条例

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

規則

第10条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な細則は、市長が別に定める。

【解説】

この条例の施行に際し必要な事項については、別途規則や細則等に定めることとしています。

(11) 附則

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に屋外保管をしている者は、第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して6月を経過する日までに、同項の規定による届出をしなければならない。

（準備行為）

3 屋外保管をしようとする者は、施行日前においても、第5条第1項の規定の例により、届出をすることができる。この場合において、その届出をした者は、施行日において同項の規定による届出をしたものとみなす。

【解説】

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行されます。
- 2 条例の施行日の時点ですでに屋外保管をしている事業者は、条例の施行日から6か月を経過する日までに、屋外保管に係る届出をしていただくようお願いいたします。
- 3 屋外保管に係る届出は、条例施行日の令和8年4月1日より前に届出をしていただくことができます。その場合は、施行日の時点で届出がされたものとみなします。

第3部 各種様式及び記入例

(1) 再生資源物の屋外保管に係る届出書

(第5条関係)

再生資源物の屋外保管に係る届出書

年 月 日

羽曳野市長 殿

(設置者)

住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)

羽曳野市再生資源物の屋外保管に関する条例第5条の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

屋外保管事業場の所在地	羽曳野市	
敷地面積	m ²	
屋外保管する 再生資源物の種類		
屋外保管事業場の責任者	氏名	
	住所	
	連絡先	
緊急時における連絡先		
再生資源物の積み上げに 使用する機械	機械の種類	台数
事業場の周囲の囲い	計画上の高さ m	材質
保管場内に仕切り板を 設置する場合の材質		
屋外保管事業場である旨を 記載した標識の掲示位置 (※別紙添付可)		

(1) 再生資源物の屋外保管に係る届出書 (記入例)

(第5条関係)

記 入 例

再生資源物の屋外保管に係る届出書

令和8年●月●日

羽曳野市長 殿

(設置者)

住所 **羽曳野市誉田4丁目1番1号**

氏名 **羽曳野株式会社 代表取締役 羽曳野 太郎**

電話番号 **072-958-1111**

(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)

羽曳野市再生資源物の屋外保管に関する条例第5条の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

屋外保管事業場の所在地	羽曳野市 〇〇1234-5号	
敷地面積	900 m²	
屋外保管する 再生資源物の種類	鉄スクラップ	
	プラスチック類	
屋外保管事業場の責任者	氏名	誉田 次郎
	住所	羽曳野市誉田●丁目▲番◆号
	連絡先	090-****-****
緊急時における連絡先	080-****-****	責任者の連絡先とは異なる番号を記入してください。
再生資源物の積み上げに 使用する機械	機械の種類	台数
	バックホウ (ショベル)	1
	バックホウ (ツメ)	1
	フォークリフト	1
事業場の周囲の囲い	計画上の高さ 5 m	材質 鋼鉄
保管場内に仕切り板を 設置する場合の材質	金属板	
屋外保管事業場である旨を 記載した標識の掲示位置 (※別紙添付可)	事業場南側搬入・搬出口西側囲い2メートル 高さ1メートルの位置	
		別紙として写真等を提出 いただくことも可能です。

(2) 再生資源物の屋外保管に係る変更届出書

(第5条関係)

再生資源物の屋外保管に係る変更届出書

年 月 日

羽曳野市長 殿

(設置者)

住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

羽曳野市再生資源物の屋外保管に関する条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所所在地	羽曳野市	
変更の内容	新	旧
変更の理由		
変更(予定) 年月日	年 月 日	

(2) 再生資源物の屋外保管に係る変更届出書 (記入例)

(第5条関係)

記 入 例

再生資源物の屋外保管に係る変更届出書

令和●年●月●日

(宛先) 羽曳野市長 殿

変更年月日から **14 日以内**に
提出してください。

(設置者)

住所

羽曳野市誉田4丁目1番1号

氏名 **羽曳野株式会社 代表取締役 羽曳野 太郎**

電話番号 **072-958-1111**

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

羽曳野市再生資源物の屋外保管に関する条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所所在地	羽曳野市 〇〇1234-5号	
変更の内容	新	旧
	再生資源物の積み上げに使用する機械 バックホウ(ショベル) 2台	再生資源物の積み上げに使用する機械 バックホウ(ショベル) 1台
変更の理由	作業効率の向上を目的として機械を追加するため	
変更(予定)年月日	令和●年●月●日	

(3) 再生資源物の屋外保管に係る廃止届出書

(第5条関係)

再生資源物の屋外保管に係る廃止届出書

年 月 日

羽曳野市長 殿

(設置者)

住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)

羽曳野市再生資源物の屋外保管に関する条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業場所在地	羽曳野市
廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

(3) 再生資源物の屋外保管に係る廃止届出書 (記入例)

(第5条関係)

記 入 例

再生資源物の屋外保管に係る廃止届出書

令和●年●月●日

(宛先) 羽曳野市長 殿

廃止年月日から14日以内に
提出してください。

(設置者)

住所

羽曳野市誉田4丁目1番1号

氏名 羽曳野株式会社 代表取締役 羽曳野 太郎

電話番号 072-958-1111

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

羽曳野市再生資源物の屋外保管に関する条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業場所在地	羽曳野市 ○○1234-5号
廃止の理由	事業場の閉鎖のため
廃止年月日	令和●年●月●日

(4) 屋外保管事業場における再生資源物の配置図（記入例のみ）

決まった様式はありません。手書きでも結構です。

配置図には、以下の情報を記入してください。

- ・ 屋外保管事業者名
- ・ 区画ごとの再生資源物の種類、面積、最大積み上げ高さ、囲いに接して積み上げているか否か
- ・ 仕切り板の設置位置（設置している場合のみ）

